

G S N 「知的財産四法 重要条文カード集」訂正表

p.16 特許法 11 条 4 行目

【誤】 信託の任務終了

【正】 信託に関する任務の終了

p.21 特許法 17 条の 2 第 4 項 2 行目

【誤】 補正するときは

【正】 補正をするときは

p.21 特許法 17 条の 2 第 4 項 3 行目

【誤】 拒絶理由において

【正】 拒絶理由通知において

p.26 特許法 19 条 5 行目

【誤】 郵便により

【正】 郵便又は

民間事業者による信書の送達に関する法律(=信書便法)2 条 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条 2 項に規定する信書便(=信書便)の役務であつて経済産業省令で定めるものにより

p.28 特許法 27 条 1 項 1 号 4 行目

【誤】 移転、

【正】 移転、信託による変更

p.32 特許法 30 条 4 項 6 行目

【誤】 1 項又は 3 項に規定する発明であることを

【正】 1 項又は 3 項の規定の適用を受けることができる発明であることを

p.60 特許法 44 条 2 項 ただし書 6 行目

【誤】 36 条の 2 第 2 項、

【正】 《削除》

p.70 特許法 53 条 1 項 5 行目

【誤】 同 3 項から

【正】 17 条の 2 第 3 項から

p.131 特許法 131 条の 2 第 1 項 ただし書 1~2 行目

【誤】 ただし、当該補正が、特許無効審判以外の審判を請求する場合における

I : 同項 3 号に掲げる請求の理由についてされるとき、又は

【正】 ただし、当該補正が、

I : 特許無効審判以外の審判を請求する場合における同項 3 号に掲げる請求の理由についてされるとき、又は

p.137 特許法 134 条の 3 第 2 項 2 行目

【誤】 審決の取消しの判決

【正】 審決の取消しの決定

p.142 特許法 144 条の 2 下部参考準用条文 1 行目

【誤】 141 条

【正】 140 条

G S N 「知的財産四法 重要条文カード集」訂正表

p.159 特許法 168 条 3 項 3 行目

【誤】 その旨をその旨を

【正】 その旨を

p.179 特許法 184 条の 10 下部参考準用条文 65 条 3～5 項

【誤】 《下記の3項を挿入し、3項～5項を4項～6項に順次番号繰下げ》

【正】 3 特許出願人は、その仮専用実施権者又は仮通常実施権者が、その設定行為で定めた範囲内において当該特許出願に係る発明を実施した場合については、1項に規定する補償金の支払を請求することができない。

p.189 特許法 185 条 3 行目

【誤】 65 条 4 項

【正】 65 条 5 項

p.193 特許法 190 条 5 行目

【誤】 同法 8 条 2 項

【正】 同法 98 条 2 項

p.195 特許法 192 条 2 項 3～7 行目

【誤】 (= ・書留郵便又は民間業者による信書の送達に関する法律 2 条 6 項に規定する一般信書便業者若しくは
・同条 9 項に規定する特定信書便業者の提供する同条 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便
に準ずるものとして経済産業省令で定めるもの)

【正】 (= 書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして経済産業省令で定めるもの)

p.229 実用新案法 29 条の 3 第 1 項ただし書 6 行目

【誤】 7 条 1 項から 2 項まで

【正】 7 条 1 項から 3 項まで

p.241 実用新案法 49 条 1 項 1 号 1 行目

【誤】 認定、

【正】 設定、

p.244 実用新案法 55 条 5 項 3 行目

【誤】 ・査定又は

【正】 《削除》

p.260 意匠法 10 条 1 項 14 行目 (下から 3 行目)

【誤】 発行日前である場合

【正】 発行の日前である場合

p.263 意匠法 13 条の 2 第 2 項 1 行目

【誤】 実案法 48 条の 3 第 2 項又は

【正】 実案法 48 条の 3 第 1 項又は

G S N 「知的財産四法 重要条文カード集」訂正表

p.292 意匠法 55 条 2 項 2 号 2～7 行目

【誤】 製造にのみ使用する物を

製造し、
譲渡し、
貸し渡し、若しくは、
輸入し、又は
その譲渡若しくは貸し渡しの申出をした行為

【正】 製造にのみ用いる物の

生産、
譲渡等 若しくは
輸入 又は
譲渡等の申出をした行為

p.295 意匠法 61 条 1 項 1 号 2 行目

【誤】 認定、

【正】 設定、

p.348 商標法 41 条の 2 第 5・6 項追加

【誤】 《追加》

【正】 5 40 条 3 項から 5 項までの規定は、1 項及び 2 項の場合に準用する。

6 前条 2 項の規定は、1 項の規定により商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から 30 日以内に納付しなければならない登録料を納付する場合に準用する。

p.352 商標法 43 条の 4 下部参考引用条文 (46 条 3) 1～3 行目

【誤】 前項ただし書に規定する 30 日の期間は、68 条 1 項において準用するこの法律 4 条の規定により意匠法 46 条 1 項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

【正】 審判長は、1 項の審判の請求があつたときは、その旨を当該商標権についての専用使用権者その他その商標登録に関し登録した権利を有する者に通知しなければならない。

p.390 商標法 68 条の 26 下部参考引用条文 (特 98 条) 4 行目

【誤】 又は処分の制限適用されない

【正】 又は処分の制限